

原著

しよくにほんこうき
『続日本後紀』にみる医学記事について

Medical writings in "Syoku-Nihon-Kouki"

鈴木 英鷹

要約:『日本書紀』の後をうけ、8世紀末から10世紀には『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の5つの勅撰史書が成立した。4番目の勅撰史書である『続日本後紀』を基本史料として、医療福祉に関する記事を抄出し年表を作成し、平安時代初期の医療福祉の姿を探求した。その結果、『続日本後紀』で採り上げられている記事の多い分野は6つあることがわかった。その6つの分野とは、①疫病について（疫病の原因をどのように考えていたか、また疫病に対してどのような対応をしたか）、②物怪について（『続日本後紀』の記事の一つの特色として物怪記事がきわめて多い）、③天皇の病気とその対応について、④多産記事について、⑤賑給記事について、⑥穢れについて、であった。この論文では医療施設、病名や病状などを中心に解説した。

Key Words: 続日本後紀、平安時代、医学史、医学記事

1. 『続日本後紀』とはどのような国史か

『日本書紀』の後をうけ、8世紀末から10世紀には『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の5つの勅撰史書が成立した。著者は以前、『続日本紀』を題材に奈良時代の医療福祉^{1) 2)}、『日本後紀』を題材に平安時代初期（桓武天皇から淳和天皇時代まで）の医療福祉³⁾について報告した。4番目の勅撰史書である『続日本後紀』は20巻よりなり、仁明天皇一代(833-850)を収録する。これまでの国史は数代又は数十代の天皇の御代を対象としたのに、ここに一代だけの国史という新例が開かれたのである。この書は文徳天皇

が藤原良房、藤原良相、伴善男、春澄善繩、県犬養貞守の五人に撰集を命じたのに始まるが、天皇の御代には完成せず、清和天皇がその跡をついで事業を継続させたが、良相は歿し、善男は配流となり、貞守は地方に出て、わずかに良房と善繩の二人が残って、貞観11年(869)に完成奏上した。『続日本後紀』の最終撰者が藤原良房と春澄善繩になったことは、他の撰者の偶然の脱落によるとはいえ、この書の性格をよく象徴する事実である。時の権力者、太政大臣である良房が最終撰者であることにより、国史は藤原氏北家撰関流で独占する態勢が、この紀で出来上がったといえよう。記事で特徴的なものは、宮廷の儀式や天皇・皇族の儀礼的な動静が詳しく記されている事や、分注を駆使して本文の記事の不足を補ったり考証の結果を記したりする事である。とくに後者は一言で言えば、

Hideo Suzuki, M.D., Ph.D.
帝塚山学院大学人間科学部
E-mail: suzukih@hs.tezuka-gu.ac.jp

きめ細かい編集であり、読者の立場をよく考えた親切心の現われといえよう。

2. 『続日本後紀』からの医学記事の抽出と年表の作成

講談社刊の『続日本後紀』上巻下巻（森田悌訳注）を基本史料として⁴⁾、医療や福祉に関する記事を抄出し年表を作成した(表)。その結果、これらの年表から『続日本後紀』で採り上げられている記事の多い分野は6つあることがわかった⁵⁾。その6つの分野とは、①疫病について（疫病の原因をどのように考えていたか、また疫病に対してどのような対応をしたか）、②物怪について（『続日本後紀』の記事の一つの特色として物怪記事がきわめて多い）、③天皇の病気とその対応について、④多産記事について、⑤賑給記事について、⑥穢れについて、である。今回この論文では医療施設、病名や病状などについて解説した。

3. 解説

1) 施しと褒賞

律令制下における賑給は一定の農民層を主な対象として、稲穀・布帛・塩など食糧、衣料を支給する制度である。天皇の即位、改元、病気など国家の慶事、大事に際して実施されるもの、疫病、飢饉などによるものなど、その契機は多様である。国家的規模の賑給制度がいつごろから実施されたかについては、持統4年(690)の天皇即位に際して天下に大赦し、鰥寡孤独篤癯貧不能自存者に稲を支給した『日本書紀』の記事が本格的な賑給の所見と考えられる。このように本格的な賑給は持統朝に実施され、以後、文武朝以降、『続日本紀』における賑給記事を中心にみても、全国規模の賑給は三十数例を数える。一方、『続日本後紀』には、一般人

が私財を提供して飢民を救済したという、今でいう社会福祉の芽生えとでもいうべき記事が見受けられる。天長10年(833)3月の記事「肥後国葦北郡少領外従八位上他田継道に位三階を授け、同郡の白丁真髪部福益に官人としての出身身分を与えた。二人とも私財を提供して飢民を救済したことによる」、天長10年(833)10月の記事「安芸国が「耕田に優れた力田である佐伯郡の人伊福部五百足・同姓豊公・若桜部継常らの耕作する田はそれぞれ三十町以上にのぼり、貯積する稲もそれぞれ四万束以上です。いずれも性格は度量が広く、困っている人には誰にでも施し、食糧の尽きた旅行者や風雨の中で宿を求める者から頼られています」と言上してきたので、詔によりそれぞれに位一階を授けることにした。」、承和7年(840)2月の記事「相模国大住郡大領外従七位上壬生直広主が貧窮の民に代わって、私稲一万六千束を税として納入し、五千三百五十人も人口増加を果たした。この善き行状を褒賞して、外従五位下を仮に授けた」、承和14年(847)5月の記事「白丁膳臣立岡に正七位上を授けた。立岡は若狭の百姓で、貧窮の民に代わって、塩五斛・庸米百五十二斛、稲に換算して四千六百八束を納めたのであった」である。これに対して国家は私財を提供して飢民を救済した者に位を授けている。

2) 布施屋と悲田処

仏教思想に基づく諸種の社会事業は奈良時代から行われており、その一つが行基の「布施屋」であった。ここで行基の布施屋について述べる。布施屋とは律令国家の時代に調庸物を都に運んだり、あるいは衛士や防人など任地に赴く人々に対して、宿泊や食事を提供した施設とされている。しかしながら正史の『続日本紀』以下のものには布施屋の史料はあまりでてこない。調庸物を都に運んだ人たちが帰り道に悲惨な状況に陥って死んでしまうというような史料、国家

は国司に対してそういう人々を救済するように繰り返し命じている史料は、『続日本紀』和銅5年(712)正月の記事「諸国の役民、郷に還らむ日、食糧絶え乏しくして、多く道路に飢ゑて、溝壑みぞたにに転び填ること、その類少なからず。国司ら勤めて撫養を加へ、量りて賑恤しんじゆつすべし。如し死ぬる者有らば、且く埋葬を加へ、その姓名を録して本属に報げよ」、『続日本紀』和銅5年(712)10月の記事「諸国の役夫と運脚の者と、郷に還る日、糧食りやうしょく乏少にして、達ること無し。郡稲を割きて別に便の地に貯へ、役夫の到るに随ひて任に交易せしむべし。また、行旅の人をして必ず錢を齎ちて資とし、因て重担の労を息め、亦錢を用ゐる便を知らしめよ」、『続日本紀』和銅6年(713)3月の記事「諸国の地、江山こうざんはる遐かに阻りて、負担の輩、久しく行役に苦しむ。資糧を具備へむとせば、納貢の恒数を闕き、重負を減損さむとせば、路に飢うることの少なからぬことを恐る。各一囊の錢を持ち、当炉の給と作し、永く労費を省き、往還便を得しむべし」である。調庸物を都に運んだ人たちが帰り道に悲惨な状況に陥って死んでしまうので、国家は国司に対してそういう人々を救済するように繰り返し命じているが、律令国家が具体的に布施屋を設けたという史料はない。むしろ行基のような僧侶によって布施屋が設けられたということが『行基年譜』という史料にみられる。『行基年譜』は安元元年(1175)9月に泉高父宿禰の編で、行基の歿年(天平21年、749)より420余年後に成立した書物であるから、その記載内容に厳密な史料批判を加える必要があるといわれてきた。この中で行基は畿内に僧尼院49院、布施屋9ヶ所を造ったという記録がある。天平勝宝元年(749)2月に刻まれた「崑陽寺鐘銘」には行基の社会事業が記されているが、「建立僧尼院四十九所」「布施屋九所」とあり、『行基年譜』の数と一致するので、布施屋の史料として『行基年譜』は信用のおける史料といえる⁶⁾。

行基は建立した49院とともに、橋を架けたり、道路を造ったり、そして布施屋を造った訳であるが、ここで注意すべきことは、行基が造った布施屋は貢納や兵役に赴く百姓(ひやくせい)、公民を対象としているのではなく、行基に従って寺や橋を造った人々に宿泊の場所を提供したり、あるいは食事を供するものであったということである⁷⁾。『行基年譜』にいう行基が建てた崑陽施院(四十九院の一つ)や『日本後紀』弘仁3年(812)8月の記事「惲独田は、故大僧正行基法師の、孤独を矜むが為に置く所なり」にみられる「惲独田げいどくでん」も、この崑陽(摂津国川辺郡)にあったことは著名で、この地帯は行基の宗教活動や社会事業の展開した場所であった。このように布施屋は平安時代初期にもおかれ、天長10年(833)、武蔵国多摩郡と入間郡の境に設けられた「悲田処」が有名である。設置の経緯は『続日本後紀』天長10年(833)5月の記事「武蔵国は管内が広く、国内を旅行するに際し困難が多く、公私の旅行で飢病に陥る者が多数にのほります。そこで多磨・入間両郡の郡境に悲田処を置き、五軒の屋舎を建て、介従五位下当宗好宿禰家主以下、少目従七位上大丘秋主以上の六人がそれぞれの公廩くげを割いて、食糧の原資とすることを企画しました」にあり、当初は国府によるものであったが、後に朝廷が運営費の元手となる稲を国庫から出したので実質的には国営化されたと考えられている。また承和2年(835)6月には布施屋設置の勅令が出されている(「聞くところによると、東海・東山両道の川の渡渉地点では、渡船が少なかったり橋が整備されておらず、このため調を京へ運ぶ担夫らが川岸まで来て、十日間も渡河できない状態だという。そこで川ごとに渡船二艘をふやすこととし、その経費には正税を充てよ。また浮き橋を作り通行できるようにし、供給施設である布施屋を建てよ。橋を作る費用には、救急稲を用いよ」)。

3) 医学書

承和2年(835)10月に大村福吉が医学書を完成させた記事がある(「丹波国の人右近衛医師外従五位下大村直福吉とその同族合わせて五人に紀宿禰^{きのすくね}を賜姓した。福吉らは武内宿禰の士族である。福吉は皮膚病を治す勝れた術を心得ていた。当時の医師は誰も福吉の術に及ばなかった。天皇に寵愛され、居宅を賜るほどであった。天皇は遂には口授されてきた秘伝により『治瘡記』を撰述させた)。本書は現今散逸してその内容を知りえないことは残念である。皮膚病はこの時代重要な疾病であり、平安時代の『栄花物語』『中右記』などには「二禁」と称する病気がしばしば記されている。平安時代の貴族には二禁を病む者が多く、しかも飲水病に併発し、ために命を落とすものが多かった。服部によると当時の二禁は今日一般にいわれる大小の「おでき」としている⁸⁾。二禁は顔面よりはむしろ腰背などに発生するものであり、後朱雀天皇は左肩、高倉天皇は腰の上、背骨の右、輔仁親王・覚法法親王は背、建春門院は胸・腹・腋下にできたと記しており、「ニキビ」とは発生場所も全く異なっている。当時の如く医療の進歩しなかった時代には、二禁は治療も適切ならず、したがって毒勢が強まり敗血症のごとき症状となり、ことに飲水病(今で言う糖尿病)に併発するときは重症化して死亡することは現今でも全く同様である。尚、『中右記』には二禁と記さず、「悪瘡^{あくそう}」と記している。『続日本後紀』嘉祥3年(850)2月の藤原朝臣富士麻呂の死亡記事には「嘉祥3年春に背中に疽が発症し死去した」とある。化膿性腫瘍で上皮が堅いものを疽といい、薄いものを癰としていた。また疽はその毒深くして化膿し難く、五臓の気が塞がって生じると考えられていた。

4) 多産記事について

『続日本後紀』において、一時に3人以上の

子を産んだ多産者に関する記事は4條あった。列举すれば、承和元年(834)2月の記事「加賀国石川郡の人財逆女が、一度に三人の男子を生んだ。正税三百束と乳母一人分の公糧^{こうろう}を支給し、養育させることにした」、承和3年(836)11月の記事「因幡国八上郡の人私部栗足女が一度に二男一女を生んだので、正税三百束と乳母一人分の公糧を支給し、養育させることにした」、承和14年(847)6月の記事「常陸国新治郡の人三村部綿女が一度に二男一女を生んだ。正税三百束と乳母一人を賜った」、承和14年(847)8月の記事「遠江国榛原郡の秦黒成女が一度に二男一女を生んだ。正税三百束と乳母一人を賜った」である。一時に3人以上の子を産んだ多産者に関する記事は、『日本書紀』1條、『続日本紀』18條(ただしうち1條は2人ずつ3回の多産)、『日本後紀』10條である⁹⁾。『続日本紀』にみえる18條の記事でまず注意されるのは、多産者の関係する土地の分布である。京・大倭^{やまと}・河内・山背・摂津の畿内と、美濃・常陸・遠江・参河・下総の東海、東山両道都が主で、それ以外では土佐と丹後があるにすぎない。多産という生理的現象に地域的な差があったとは考えられないから、記録上の地域的偏向は、当時の政府の持っていた政治的配慮から生じたものと解すべきである。即ち政府のある帝都およびこれに近接する畿内地方と、朝廷の勢力の基盤のなした東国とを重視する大化以前の風潮が奈良時代にも引き続き存していて、この地方の人口増加を奨励するために、多産に対する褒賞を特にこの地方に行ったと考えられる¹⁰⁾。『日本後紀』に見られる多産記事では、桓武天皇から嵯峨天皇までの三代は東国に限られているのに対し、淳和天皇の代には西海、山陰、北陸、東海の諸道に及んでいる。『続日本後紀』に見られる多産記事でも、山陰(因幡)、北陸(加賀)、東海(遠江)、東国(常陸)の諸道に及んでいる。このように奈良朝における東国重視の傾向は平

安初頭の三代に引き継がれたが、それ以後には解消してしまったと考えられる¹⁰⁾。

5) 様々な病状

落雷による感電死の記事が承和5年(838)8月にある(「監物の前の柳の木に落雷し、往来の途中、その樹の下で休んでいた男一人が雷に当たって死亡し、女一人が脛に傷を負い、子供一人が息絶え絶えとなり、もう一人の女は無事であった」)。

精神医学に関する記事は少ない。承和15年(848)正月の記事(「陰明門に乱入しようとした狂人がいた。門衛が捕らえて連れ去った」)では精神障害者を狂人と表記し、癲狂てんきやうと記していない。精神障害の代表的な病名として「癲狂」が挙げられるが、これは718年に編纂された養老律令に登場する¹¹⁾。この癲狂についての解釈は、養老律令の公定解釈書である『令義解』に記載がある。これによると癲狂とは「癲よだれあわというは、発するとき地にたおれ涎沫を吐き、覚ゆることなきなり。狂はあるいは妄触して走らんと欲し、自ら高賢とし、聖神と称するなり」としている。癲については癲癇の大発作、今日については躁病や統合失調症の精神運動興奮や誇大妄想を思わせる記述である。貞観年間(859-876)成立の『令集解』には「癲狂とは癲病、狂病の2種の病をいう。癲疾は妊娠中に母親が驚くことがあるとその気が上って下らなくなるために起こる。10歳以上を癲とし、10歳以下を癇あわという」とあり、癲と癇と狂を区別している。これらの記載は『素問』『靈枢』や隋時代の医学書の癲狂の記載をほぼ踏襲したものである。承平年間(931-937)に編纂された『和名類聚鈔』には、癲狂の説明で、俗に言う「ものくるひ」とかかれており、当時精神障害をあらわす和名として「ものくるひ」があったことがわかる。また失意を表す「こころまどひ」酒乱を表す「さかかり」の和名も記載されている。「ものくるひ」

については『枕草子』などにも「ものくるほし」という言葉がしばしば登場するので、日常用語としても流通していたことが推測できる。984年に丹波康頼が編纂した『医心方』には「癲疾」や「狂病」名称がみられる。また嘉祥3年(850)2月の記事では精神的ショックにより、太皇太后が気絶したことが記載されている(「太皇太后が天皇のことを心配するあまり、何度も悶絶した」)。

長寿はどの時代も人々の夢である。服部によると、平安時代初期における貴族の死亡年齢は65.7歳で、庶民については記録がないので不明である¹²⁾。百歳以上の長寿者の一例として『続日本後紀』には浜主の記事が2年連続で記載されている(承和12年(845)正月、「外従五位下尾張連浜主が龍尾道上において和風の長寿楽を舞った。この時浜主は百十三歳であった」承和13年(846)正月、「外従五位下尾張連浜主を清涼殿前に召し、舞を奏させた。この時浜主は年が百十四歳で、天皇はその高年を憐れんで、従五位下を授けた」)。

高身長と小人症についての記事もあり、高身長については、承和3年(836)4月の記事(「散位従四位下甘南備真人高直が死去した。高直は身長が六尺二寸ほどあった」)、承和5年(838)3月の記事(「散位従四位下池田朝臣春野が死去した。春野は身長が六尺余であった」)、小人症については、承和11年(844)3月の記事(「但馬国が帽子・単衣・腰帯・革鞋・鎌・刀子等の入ったひとはこ一櫃を献上した。その大きさはいずれも小さく、実物に似ず、侏儒国の物が流れ着いたのだらうか」)にある。さてこの時代侏儒(小人症)をどのように考えていたかは法律をみれば理解できる。侏儒(小人症)については養老律令に記載があり、戸令第7条では有疾者を三等級(残疾・廢疾・篤疾)に分けて規定している。残疾とは「片目の見えない者。両耳の聞こえない者。手に二指がない者、足に三本指がない者。

手足に親指がない者。できもの（白癬あるいは癩病）ができて禿になり、髪のない者。濡る病（身体から膿が出て止まらない状態）。下重（陰囊が腫大して歩行困難となる状態。陰囊水腫など）。大癭瘡（癭は頸部の腫瘍、瘡は足の腫瘍。大癭瘡はその大きなもの）」であり、廢疾とは「癡（精神遲滞）。瘖（発語不能の状態）。侏儒（小人症）。腰背部脊椎の損傷。手足のうち一本が動かないもの」であり、篤疾とは「悪疾（癩病）。癡狂。手足のうち二本を失ったもの。両目の見えない者」である。戸令、賦役令、獄令では、残疾・廢疾・篤疾の等級に応じて、課役や科刑の上で種々の特典が与えられていた。また、獄令では、80歳以上、10歳以下の者、廢疾者、懐妊中の者、侏儒などの者達は死罪にあたる罪を犯しても拘禁されないとある。

人の奇形のみならず動物の奇形も珍しかったのであろう。人の奇形は承和13年（846）2月の記事（伊勢国が次のように言上した。「鈴鹿郡枚田郷の戸主川俣県造繼成の戸口役茂麻呂の妻川俣県造藤繼女が男子を生みました。胸より上が二つに分かれ、頭が二つあり二人が相對するような形をしていて、手は四あり、顔つきは美麗で、髪は黒く、腹より下は一体分でした。生後一日で死にました」）、動物の奇形は承和13年（846）3月の記事（「大和国が、山辺郡長屋郷に居住する京戸左京三条一坊の戸主犬甘千麻呂の牛が、三本足で下唇が上唇より長く、歩行がままならず、動もすれば顛倒してしまう子牛を生んだと言上してきた」）にみられる。

『続日本後紀』では自殺記事がみられなかった。『続日本後紀』以前の六国史、すなわち『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』における自殺記事をみても、『日本書紀』では自殺事例が32事例あり¹³⁾、このうち性別が確定できる事例は28事例で、75%が男性であった。32事例の自殺方法としては、「自経（縊死）」、「頸を刺す」、「自刎（自分で首をはねる）」など首に関

係する方法が約44%を占めていた。自殺理由としては、道德・慣習上犠牲となったり、あるいは法律に背いた自責観念によるものが多くみられた。『続日本紀』で自殺事例が5事例あり¹⁴⁾、このうち性別が確定できる事例は4事例で、すべて男性であった。5事例の自殺方法については、「自経（縊死）」4事例、「不明」1事例であった。5事例の自殺理由は、「勝を得ざるを知り」「詰問に苦しみて」「左遷に失望して」「詐欺」「印書偽造」がそれぞれ1事例であった。『日本後紀』では自殺事例が4事例あり¹⁴⁾、すべて性別が確定でき男性2事例、女性2事例であった。4事例の自殺方法については、「服毒」3事例、「自経」1事例で、ここで六国史では初めて自殺方法として、「服毒」がみられた。4事例の自殺の理由については、「勝を得ざるを知り」3事例、不明1事例であった。

おわりに

勅撰史書を題材として平安時代初期の医療福祉について検討した研究は殆どない。そこで本論文では4番目の勅撰史書である『続日本後紀』を題材にして、平安時代初期（仁明天皇時代）の医学記事について検討した。次は『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』を史料として、平安時代初期から中期の医療福祉分野の特徴を明らかにしていきたいと考えている。

[文献]

- 1) 鈴木英鷹 奈良時代の精神医学(精神医学の萌芽). 精神医学 2009, 51(2): 137-145.
- 2) 鈴木英鷹 『続日本紀』にみる奈良時代の医療福祉. 大阪河崎リハビリテーション大学紀要 2009, 3(2): 3-22.
- 3) 鈴木英鷹 『日本後紀』にみる平安時代初期の医療福祉(桓武天皇から淳和天皇時代まで). 大阪河崎リハビリテーション大学紀要 2011, 5: 39-

- 62.
- 4) 森田 悌 “続日本後紀(上)(下)” 講談社, 東京, 2010
- 5) 鈴木英鷹 『続日本後紀』にみる平安時代初期の医療福祉(仁明天皇時代). 帝塚山学院大学人間科学部研究年報 2011, 13:42-58.
- 6) 井上 薫 “日本名僧論集第1巻 行基 鑑真(平岡定海・中井真孝編)” 吉川弘文館, 東京, 1983, p.111-130.
- 7) 和田 萃 “旅の古代史(森浩一・門脇貞二編)” 大巧社, 東京, 1999, p.263-264.
- 8) 服部敏良 “王朝貴族の病状診断” 吉川弘文館, 東京, 1975, p.58-67.
- 9) 鈴木英鷹 古代の多産. 産科と婦人科 2010, 77: 1245-1249.
- 10) 直木孝次郎 続日本紀の多産記事. 続日本紀研究 1961, 8(3): 151-153.
- 11) 鈴木英鷹 本多義治 本多秀治 野村和樹 江戸時代における精神神経疾患の位置づけ. 精神医学史研究 2007, 11: 108-114.
- 12) 服部敏良 “平安時代医学史の研究” 吉川弘文館, 東京, 1955, p.1-2.
- 13) 鈴木英鷹, 野村和樹 古代の日本人の自殺について(『日本書紀』の自殺記事による検討). 精神医学 2011, 53: 191-196.
- 14) 鈴木英鷹 奈良から平安初期における日本人の自殺(『続日本紀』『日本後紀』による検討). 日本医事新報 2010, 4517: 95-98.

表『続日本後記』にみる医療福祉記事

西 暦	年 号	天 皇	事 項
833	天長 10 年	仁明	<p>2月、詔「・・・(天皇は)時折以前の病が再発するようになり、政務に少しでも欠けることを恐れ、明け暮れ心配しながら過ごすことが久しくなっている。・・・」</p> <p>3月、詔「・・・五畿内の鰥・寡・孤・独で自活できない者には、物を賜うことにする。天下の介護人を支給されている高年の者に物を賜うことにする。多くの人より優れている優秀な耕田者に位一階を授けることにする。孝子・順孫・義夫・節婦に対し、終身課税を免除することにする。・・・」</p> <p>3月、肥後国葦北郡少領外従八位上他田継道に位三階を授け、同郡の白丁真髪部福益に官人としての出身身分を与えた。二人とも私財を提供して飢民を救済したことによる。</p> <p>3月、百人の僧侶を大極殿に喚んで、『大般若経』を転読した。今年の穀物の豊作と疫気消除を祈願するためである。全国に三日間の殺生禁断を告知した</p> <p>3月、遠江国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>4月、勅により大舍人穴太馬麻呂と内豎橋吉雄<small>ないじつたちばなのよしお</small>を喚び、兩人を並び立たせて身長を測った。吉雄は身長がはなはだ低く、その頭の高さが馬麻呂の腋下に及ばなかった。</p> <p>5月、武蔵国が次のように言上した。「武蔵国は管内が広く、国内を旅行するに際し困難が多く、公私の旅行で飢病に陥る者が多数にのほります。そこで多磨・入間両郡の郡境に悲田処を置き、五軒の屋舎を建て、介従五位下当宗好宿禰家主以下、少目従七位上大丘秋主以上の六人がそれぞれの公廩<small>くぼ</small>を割いて、食糧の原資とすることを企画しました。・・・」</p> <p>5月、天皇が病となった。</p> <p>5月、京および五畿内・七道諸国がみな飢疫となった。天皇は次のような詔を下した。「・・・京および畿内・七道諸国の飢民に対して物を恵み与え、その生活を支え済うことができるようにせよ。・・・」</p> <p>6月、天皇が病気となった。公卿が殿上に控え、京の西山で修行する仙樹という名の呪術で知られた僧侶と僧都らが、共に天皇のために祈祷を行った。被七条と綿七百屯を七大寺に分け送り、転経・薫修を行って、すぐに病が癒えるように祈願した。</p> <p>6月、天皇の病が癒えるよう、神祇伯従四位下大中臣朝臣淵魚を遣わして、賀茂大神に奉幣した。また、天下諸国に指示して、破壊した寺・塔と神社を修理させた。</p> <p>6月、勅「聞くところによると、諸国では疫病により若死にする者が多いという。修善なくして、どうしてこの災いを攘<small>はら</small>うことができようか。諸国に指令して、修練を積んだ僧侶を、大国では二十人、上国では十七人、</p>

834	承和元年	仁明	<p>中国では十四人、下国では十人程喚んで、三ヶ日間、昼は『金剛般若経』を転読し、夜は薬師悔過を行え。布施は、仏前に穀十斛、僧侶に三斛を施せ。正税をもって当てがうこととし、精進に努めさせよ。」</p> <p>6月、詔「この頃疫病が間々発生し、しばしば若死にする者がいると聞いている。天下諸国に指令して、疫病を齋す疫気を謝絶し、この災いを攘うべきである。但し、病人に対する加薬や潔斎については、従前の格によれ。」</p> <p>6月、天皇が回癒した。</p> <p>7月、越後国蒲原郡の伊夜比古神を名神に列格した。蒲原郡に日照りや疫疾があると、常に雨を降らし病者を救ったことによる。</p> <p>7月、左目寮の走卒が本日の奏上侍候を記した板札をもって春華門から入り、延政門に至るところで、急に倒れ死去した。</p> <p>7月、越後国が「去年は疫病が流行し、農作は天候が悪く、寒気の到来が早かったため、穀物は稔らず、今飢疫が相続き、たくさんの者が死亡しています。この凶作のため賑給を行っても、百姓は乏しい状態ですので、米の売買を認めていただき、困っている民の助けとしたいと思います。」と上言してきたので、許可した。</p> <p>8月、狐が内裏に走入し、清涼殿の下まできて近衛らに打ち殺された。</p> <p>10月、安芸国が「耕田に優れた力田である佐伯郡の人伊福部五百足・同姓豊公・若桜部継常らの耕作する田はそれぞれ三十町以上にのぼり、貯積する稲もそれぞれ四万束以上です。いずれも性格は度量が広く、困っている人には誰にでも施し、食糧の尽きた旅行者や風雨の中で宿を求める者から頼られています。」と言上してきたので、詔によりそれぞれに位一階を授けることにした。</p> <p>正月、加賀国に疫病が流行し、物を恵み賜った。</p> <p>2月、新羅人らが遠く海を渡って、九州の海岸に到着したが、百姓は新羅人を嫌い、弓を引いて傷つけた。このため太政官は太宰府の役人を譴責し、傷つけた者は犯状に応じて科罪し、傷害を被った者には医師を派遣して治療し、食料を与えて帰国させることにした。</p> <p>2月、加賀国石川郡の人財逆女が、一度に三人の男子を生んだ。正税三百束と乳母一人分の公糧を支給し、養育させることにした。</p> <p>2月、越後国に飢饉が発生したので、物を恵み賜った。</p> <p>2月、石見国が去年穀物が稔らず、百姓が飢饉になった、と言上してきたので、物を恵み与えた。</p> <p>4月、疫病がしきりに流行し、多くの者が苦しんでいるので、平安京内の諸寺に命じて、天神・地祇のために『大般若経』一部と『金剛般若経』十万巻を転読させた。災気を除去するためである。</p> <p>6月、丹後国が飢饉となったので、物を恵み与えた。</p> <p>6月、伊勢国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p>
-----	------	----	--

835	承和2年	仁明	<p>7月、越前・出雲国に飢饉が発生したので、物を恵み賜った。</p> <p>10月、詔「・・・天下の百歳以上の老人に、穀三斛、九十歳以上に二斛、八十歳以上に一斛を賜え。鰥・寡・孤・独で自活できない者には物を恵み与えよ。孝子・順孫・義夫・節婦は家門や村里の入り口の門に書きつけて表彰し、終身課税を免除せよ。」</p> <p>3月、下総国が飢饉が発生したと言上してきたので、物を恵み与えた。</p> <p>3月、大僧都伝灯大法師位空海が紀伊国高野山金剛峯寺で死去した。</p> <p>4月、勅「諸国で疫病が流行し、病に苦しむ者が多い。病を流行させているのは鬼神である。そこで祈祷により処置すべきである。また般若の力には奥深いものがあるので、十五大寺に命じて、『大般若経』を転読し、病に苦しむ者を救い、兼ねて未然に防ぐべきである。」</p> <p>4月、嵯峨太上天皇が病となった。宮中からの使を遣わし、様子を窺っている間に、まもなく回復した。</p> <p>4月、越前国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>5月、近江国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>5月、伊勢・加賀・長門等の国で飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>6月、勅「聞くところによると、東海・東山両道の川の渡渉地点では、渡船が少なかったり橋が整備されておらず、このため調を京へ運ぶ担夫らが川岸まで来て、十日間も渡河できない状態だという。そこで川ごとに渡船二艘をふやすこととし、その経費には正税を充てよ。また浮き橋を作り通行できるようにし、供給施設である布施屋を建てよ。橋を作る費用には、救急稲を用いよ。」</p> <p>7月、讃岐国の正税を淡路国へ転漕し、飢民に賜った。</p> <p>7月、近江国の産出する雲母は特に良質なので、公用に充てることとし、個人の採取を禁止した。</p> <p>8月、佐渡国が、去年風の災害があり、穀物が稔らず、今飢饉と疫病があいついで発生し、死亡する者が多い、と言上してきたので、詔により、物を恵み与えた。</p> <p>10月、丹波国の入右近衛医師外従五位下大村直福吉とその同族合わせて五人に紀宿禰を賜姓した。福吉らは武内宿禰の士族である。福吉は皮膚病を治す勝れた術を心得ていた。当時の医師は誰も福吉の術に及ばなかった。天皇に寵愛され、居宅を賜るほどであった。天皇は遂には口授されてきた秘伝により『治瘡記』を撰述させた。</p> <p>12月、小野朝臣岑守は次のような解文を作成して提出した。「・・・病気に纏われ手足が不随になった者を役所が調査しますと、宿泊しているところは病を癒す場所でなく、そこの主は死者を嫌って争って追い出そうとし、遂には道路で露宿し、風霜に晒されて死に至る仕儀となっています。……」</p> <p>12月、能登国が、干魃と疫病が相つぎ、人民が飢え苦しんでいると言上</p>
-----	------	----	--

836	承和3年	仁明	<p>してきたので、物を恵み与えた。</p> <p>2月、伊勢国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>3月、尾張国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>3月、石見国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>4月、散位従四位下甘南備真人高直が死去した。高直は身長が六尺二寸ほどあった。</p> <p>4月、備中国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>4月、加賀国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>5月、勅「去年の冬の雷雨により、水害や疫病の災害が起きているのを恐れている。東大寺の真言院に灌頂道場を建立し、二十一人の僧を置き、夏の六月および正月・五月・九月に除災・増益の修法を行い、国家が鎮まるようにし、これを今後永く恒例とせよ。」</p> <p>5月、東西両京の人民が病に苦しんでいるので、物を恵み与えた。</p> <p>閏5月、伯耆国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>閏5月、若狭・薩摩両国に飢饉が発生したので、両国で物を恵み与えた。</p> <p>6月、能登国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>6月、隱岐国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>7月、因幡国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>7月、勅「聞くところによれば、諸国において間々疫病が発生し、若死にする者が多いという。災いを消滅させ福を招来するのは、ただ『般若経』の奥深い助勢と名神の威厳をもった力のみである。五畿内・七道諸国の国司に命じて『般若経』を転読し、名神に急ぎ奉幣せよ。」</p> <p>8月、五十人の禅定に卓れた僧侶を八省院に喚んで、『大般若経』を転読した。病気を防ぐためである。諸司では精進食を食した。</p> <p>10月、宮中の使を十三箇寺に遣わして、読経を行わせ、綿千屯を布施とした。内裏で物怪が出現したことによる。</p> <p>11月、因幡国八上郡の人私部栗足女が一度に二男一女を生んだので、正税三百束と乳母一人分の公糧を支給し、養育させることにした。</p>
837	承和4年	仁明	<p>正月、天皇が豊楽殿に出御しようとしたが、殿上に設けた天皇の座の近くに突然物怪が出現したので、降臨するのを取り止め、大臣を遣わして、六衛府が昨日の射の残りを射るのを観閲させた。</p> <p>正月、石見国の五郡に鎮座する十五の神社を官社とした。役人と民の祈願に応じて、永らく日照りと疫病の災いから救ってくれたことによる。</p> <p>2月、備前国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>3月、和泉・淡路両国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>3月、美作国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>5月、伊予国で飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>6月、勅「聞くところによると、疫病が間々流行し、病に苦しむ者が多い</p>

838	承和5年	仁明	<p>という。災いを未然に防ぐには般若が何より勝れている。そこで五畿内・七道諸国の修行者、二十人以下、十人以上に命じて、国分僧寺において七月八日から三日間、昼は『金剛般若経』を読ませ、夜は薬師悔過を行わせよ。これが終わるまで、殺生を禁断せよ。」</p> <p>6月、山城・大和・河内・摂津・近江・伊賀・丹波等の七国に使人を派遣して、境界において祭礼を行い、病の原因の侵入を防禦させた。</p> <p>6月、備後国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>7月、十五人の僧を常寧殿に喚んで、昼は読経を行い、夜は適宜悔過を行った。内裏に物怪<small>ものけ</small>が出現したことに由る。</p> <p>7月、勅により宮城北の園池司の土地三十二町のうちの荒廢地二町を、典薬寮の土地とした。</p> <p>9月、天皇が病気となった。御薬を服用し、宮中の使を七箇寺に分ち遣わして誦経した。</p> <p>9月、天皇の病が回復した。</p> <p>10月、左右京亮および檢非違使を帯びる左右衛門佐併せて四人を紫宸殿の前に喚び、東西両京の飢病の百姓を調査し、特別に物を恵み与えよ、と勅した。</p> <p>3月、散位従四位下池田朝臣春野が死去した。春野は身長が六尺余であった。</p> <p>4月、勅「去年は穀物が稔らず、間々疫病が流行した。般若の力には奥深いものがあるので、十五大寺と五畿内・七道諸国および太宰府に命令して、『大般若経』を七日間読み、殺生を禁断せよ。」</p> <p>4月、勅により、筑前・筑後・肥前・豊後等の四ヵ国は、年来疫病に遭い、死亡する者が半ばとなり、生き残った者も造船のことで疲弊しているので、貧窮の者にさらに一年間の税を免除することにした。</p> <p>4月、太宰府管内の諸国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた</p> <p>4月、備前国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>5月、山城国に飢饉が発生したので、近江国の正税穀を用い、恵み与えた。</p> <p>6月、勅により種々の薬物を貢納することになっている国で未進がある場合は、多少を問うことなく医師の公廩支給を停止し、完納したという返抄が出されるのを待つて支給することに定め、今後これを恒法とすることにした。</p> <p>6月、勅「天平宝字元年勅書によれば、学生が諸国の博士・医師に任命されると、支給される公廩一年分を業を受けた師に送らなければならないとあるが、一年分をすべて送るとするのは、物の道理に反している。国ごとに分けて、差を設けて送るようにすべきである。赴任している場合も兼任により赴任していない場合も共に公廩から、大国は二百束、上国は百五十束、中国は百束、下国は五十束を、毎年取り分けて、国がそれを軽貨に交</p>
-----	------	----	--

839	承和6年	仁明	<p>易して、博士料は大学寮へ、医師料は典薬寮へ送れ。大学博士や侍医が諸国博士・医師を兼任している場合は、この限りでない。」</p> <p>7月、大和国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>7月、僧侶と沙弥各七人に命じて、柏原山陵で読経した。物怪が出現したことによる。</p> <p>7月、七大寺の僧三十人に紫宸殿で三日間『仁王経』百巻を講説させた。怪奇現象があったことによる。</p> <p>8月、監物の前の柳の木に落雷し、往来の途中、その樹の下で休んでいた男一人が雷に当たって死亡し、女一人が脛に傷を負い、子供一人が息絶え絶えとなり、もう一人の女は無事であった。</p> <p>8月、備前国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>9月、天皇が病となり、節会を取り止めたが、菊酒を廊下において見参の親王以下、侍従以上の者に賜り、差をなして禄を賜った。</p> <p>9月、七大寺へ使いを分遣して誦経した。天皇の病気が癒えないためである。寺別に御被一条を布施に当てた。</p>
840	承和7年	仁明	<p>正月、勅「聞くところによると、諸国に疫病が発生し、百姓が若死にしているという。天下の国分寺に命令して、七日間『般若経』を転読し、併せて僧侶と医師を遣わし、それぞれの手段により治療と養生に当たらせよ。また郷里に指示して、季節ごとに敬しんで疫神を祀らせよ。」</p> <p>4月、美濃国恵奈郡に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>4月、平安京内の七寺において誦経した。天皇の病による。</p> <p>6月、女御従四位下藤原朝臣沢子は、急に病となり苦しみ出し、小車に載せて宮中を出、里の実家についた途端に死に絶えた。</p> <p>7月、僧六十人を紫宸殿と常寧殿に喚び、『大般若経』を転読した。宮中に物怪が出現したことによる。</p> <p>8月、嵯峨太上天皇の病が癒えず、天皇が再度拝謁に赴いた。嵯峨太上天皇のために延暦寺において読経し、すぐ癒えるよう祈願した。</p> <p>8月、東鴻臚院の地二町を典薬寮に充て、御薬園とした。</p> <p>正月、天皇が病となった。</p> <p>正月、内宴を停止した。天皇の病によってである。</p> <p>2月、勅により、平安京内の高年で隠居している者と飢え病んでいる百姓らに、物を恵み与えた。</p> <p>2月、相模国大住郡大領外従七位上壬生直広主が貧窮の民に代わって、私稲一万六千束を税として納入し、五千三百五十人もの人口増加を果たした。この善き行状を褒賞して、外従五位下を仮に授けた。</p> <p>4月、勅「…国司の治政をみると、役人は公平でなく民は疫病に苦しみ、穀物は稔らず、飢饉がしきりに発生している。…」</p>

841	承和8年	仁明	<p>5月、五月五日節を停止した。淳和太上天皇の病のためである。</p> <p>5月、淳和太上天皇は「私は、人は死ぬと霊は天に戻り、空虚となった墳墓には鬼が住みつき、遂には祟りをなし、長く累を残すことになる、と聞いている。死後は骨を砕いて粉にし、山中に散布すべきである。」と命じた。</p> <p>5月、京中の飢病人に、飯米と銭を恵み与えた。</p> <p>5月、使人を左右京に遣わして、物を恵み与えた。淳和太上天皇の二七日に当たることによる。</p> <p>5月、摂津国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>6月、物怪が内裏に出現した。柏原山陵の祟りなので、中納言正三位藤原朝臣愛発らを山陵に遣わして、祈祷を行った。</p> <p>6月、百の高座を宮中にしつらえ、『仁王経』を講説した。内外に出現した災異の前兆を攘うためである。</p> <p>6月、勅「今年は疫病が間々流行して、若死にする者が終息していない。それだけでなく夏の終わりに雨が降らず、稲が枯れかかっている。災いを避け福を招くには、般若の力に頼ることが必須であり、国を護り民を安んずるには、よき仏教の行いをする事である。五畿内に命じて、七日間、昼は『大般若経』を転読し、夜は薬師悔過を行い、国司長官が精進して、靈妙な感応があるようにし、仏事を行っている間は、殺生を禁断すべきである。」</p> <p>6月、詔「・・・鰥・寡・孤・独で自活できない者には、必要に応じ物を恵み与えよ。世話をしてくれる者がいない病臥人は、若くして死亡することが多い。国郡司は民の父母であるが、顧みることなくして、どうして、子のように面倒見していると言えようか。食料と薬を頒ち、生き長らえるようにし、また去る承和二年以前の五畿内・七道諸国の未納となっている民の調庸は、免除すべきである。・・・」</p> <p>10月、御被を平安京内七寺に分ち送り、誦経を行った。天皇の病によってである。</p> <p>2月、式部省が次のように言上し、許可した。「式文によると、「諸国の博士・医師は解任されると、それぞれ大学寮なり典薬寮に戻り、本業に習熟した後、もし再任を求めるならば許し、再度試験する必要はない。試験に及第して任用され、親族の喪に遭い解任された後復任した者は、任期いっぱい任してよい。ただし試験を経てない者はこの限りでない」と定めています。式部省ではこの式文により、喪に遭い解任されると他人を任用せず、喪あけの後復任した者に任期を満了させることにしていますので、このため、教授や医療が一年間空白になることがあります。謹んで式文に当たりますと、「太政官や省限りで任用する判補の雑色の類は、喪に遭い解任しても、もし才用があれば、除服して勤務を続けさせてよい。」とあります。博士・医師についても同様に特別の扱いとして喪あけを待たず任用を認め</p>
-----	------	----	--

		<p>てくださるよう、切望します。』</p> <p>3月、詔「…鰥・寡・惇・独で自活できない者には適宜物を支給せよ。…」</p> <p>4月、勅「…五畿内・七道諸国に命令して、国司・講師が相共に斎戒して、管内の諸寺において、『金剛般若経』を転読し、朝廷にあっては天皇の寿命が延び、国内で若死の心配がなく、併せて適切な風雨により、穀物が豊稔となるようにすべきである。』</p> <p>5月、詔「天皇のお言葉を、言葉にして口にするのも憚られる神功皇后の御陵に申し上げよ、とて申し上げます。近頃、肥後国阿蘇郡の神霊池の水が理由もなく四十丈も減り、また伊豆国に地震の異変が起きました。驚いて卜ってみますと、早疫の災いと兵乱があると出ました。これ以外にも物怪が多数出現しています。ここでいろいろ思い合わせますに、言葉にして口にするのも憚られる神功皇后に護り助けていただくことにより無事になると思い、参議大和守従四位下正射王を遣わして申し上げますことを、お聞き届けくださり、朝廷に異変がなく、国家が平安でありますよう、護り助けてくださいと謹んで申し上げよ、とて申し上げます。』</p> <p>5月、勅「よき行いをし罪悪を消滅するのは、仏教が第一とすることであり、仏法を伝え教を興隆することは、人が本務とすべきことである。聞くところによると、諸国の定額寺では、堂舎が壊れ、仏や経典が風雨にさらされ、寺役人たる三綱や壇越^{だんおち}は修理に心掛けていないという。年来大水や日照りが発生し、疫病が間々発生しているが、静かにその由来を考えると、恐らく右のような事態を咎めてのことと思われる。そこで、重ねて五畿内・七道諸国に命じて、定額寺の堂舎および仏像・経典を修理して、莊嚴にすべきである。…」</p> <p>6月、詔「天皇のお言葉を、言葉にして口にするのも憚られる伊勢の渡会の五十鈴川の川上に鎮座する大神のみ前に申し上げよ、とて申し上げます。先に肥後国阿蘇郡の神霊池が四十丈も涸れ、伊豆国には地震の異変があり、これを卜ってみますと早疫と兵乱が起ると出ました。これ以外にも物怪が多数出現しています。ここでいろいろ思い合わせますに、言葉にして口にするのも憚られる大神の護り恵み賜りますことにより、無事になると思い、今日の吉日を選んで、大監物従五位下嶋江王・中臣民部大丞正六位上中臣朝臣相雄らを遣わして、礼物として幣物^{へいもつ}を捧げもたせ、申し上げますことをお聞き届けいただき、国家が平安で、皇位に異変がありませんよう、護り助けてくださいと申し上げよ、とて申し上げます。』</p> <p>9月、僧二十人と沙弥^{しゃみ}二十人を常寧殿に喚び、二日間読経した。物怪に謝するためである。</p> <p>10月、天皇が病となった。使人を平安京内七寺および平城京の七大寺へ派遣して誦経を行わせた。</p> <p>10月、天皇が快癒した。</p>
--	--	--

842	承和9年	仁明	<p>10月、天皇が病となった。使者を平安京内の七寺へ派遣して誦経を行い、皇太子・親王以下、五位以上の者が左右の陣頭で待機した。</p> <p>10月、詔「天皇のお言葉を、言葉にして口にするのも憚られる桓武天皇の御陵に申し上げよ、とて申し上げます。この頃病となり苦しんでおります。そこで卜ってみますと、口にするのも憚られる御陵の木を伐り、犯し穢した崇りで、読経をいたしますならば、咎は消えると、と出ました。……」</p> <p>12月、『日本後紀』が完成し、天皇に奏上した。</p>
843	承和10年	仁明	<p>3月、疫病が発生している地域があれば、国司が出かけ、疫神を防ぐ祭礼を行い、精進、斎戒して、ともに豊年を祈願せよ。</p> <p>3月、太政官が右大史正六位上蕃良朝臣豊持を鴻臚館へ遣わして、渤海使らを慰勞した。</p> <p>3月、侍従正五位下藤原朝臣春津を鴻臚館へ遣わして、勅を伝えた。</p> <p>4月、勅使を鴻臚館へ遣わして、詔を告げ、渤海王に書を賜った。</p> <p>5月、近頃、物怪が出現し、卜ってみると、疫気の咎めの兆しと出た。五畿内・七道諸国および太宰府に命じて、敬んで疫神を祀り、この咎めの兆しを防ぐべきである。</p> <p>6月、先に陰陽寮に物怪について卜いをさせたところ、疫気ありとの奏上があった。使人を伊勢大神宮へ遣わして奉幣し、除災を祈願すべきである。</p> <p>7月、相撲節を停止した。嵯峨太上天皇の病のためである。</p> <p>7月、詔「罪人を許すことにより、太上天皇の病の平癒を期したいと思う。」</p> <p>7月、嵯峨太上天皇が嵯峨院で死去した。</p> <p>7月、使を遣わして、京中で物を恵み与えた。警戒のための閉鎖により、多くの者が飢えてしまったからである。</p> <p>9月、勅「去る四月四日の卜いに、来年の春夏の間に疫気が出ると出た。伊勢大神宮に奉幣し、併せて天下の名神に奉幣して、災害を未然に防ぐべきである。」</p> <p>10月、左右京職および東西悲田院に勅して、並びに必要経費を渡し、嶋田および鴨河原等の髑髏総じて五千五百余頭を焼き、埋葬した。</p> <p>10月、太政官が義倉の物を悲田院に充て、鴨河の髑髏を聚め、埋葬させた。</p> <p>11月、天皇が病となった。</p> <p>正月、勅「聞くところによると、疫病が間々発生し、若死する者が多く、それだけでなく季節外れの花が咲き、不吉の相を呈しているという。来たる二月から九月まで、八日ごとに十五大寺と七道・諸国の国分寺・国分尼寺および定額寺・名神寺の神宮寺に命じて、『仁王般若経』を講説すべきである。」</p> <p>5月、内裏の物怪と太陽の異変を鎮めるため、百人の僧を喚んで、三日間、『薬師経』を清涼殿で読み、薬師法を常寧殿で修し、『大般若経』を大極殿</p>

844	承和 11 年	仁明	<p>で転読した。諸司では精進食をとり、併せて殺生を禁止した。</p> <p>5月、犬が殿上の天皇の座の前の参議以上の者の座の近くまで上り反吐を吐き、尿をした。</p> <p>6月、伊賀・尾張・参河・武蔵・安房・上総・下総・近江・上野・陸奥・越前・加賀・丹波・因幡・伯耆・出雲・伊予・周防等十八国に飢饉が発生した。勅により、物を恵み与えた。</p> <p>8月、百人の僧を大極殿に喚んで、『大般若経』を転読した。また、三十人の僧を真言院に分遣して、祈祷を行い、五日間、諸司で潔斎をした。物怪を攘うためである。</p> <p>9月、内裏で犬が出産した。諸司の行事や伊勢大神宮への奉幣は慣例どおり行われた。</p> <p>3月、但馬国が帽子・単衣・腰带・革鞋・鎌・刀子等の入った一櫃を献上した。その大きさはいずれも小さく、実物に似ず、侏儒国の物が流れ着いたのだろうか。</p> <p>5月、越前国に飢饉が発生したので、使人を遣わし、物を恵み与えた。</p> <p>6月、若狭国に飢饉が発生したので、使を遣わして物を恵み与えた。</p> <p>8月、嵯峨太皇太后が病気となった。宮中からの使いを遣わして、安否を伺わせた。</p>
845	承和 12 年	仁明	<p>正月、外従五位下尾張連浜主が龍尾道上において和風の長寿楽を舞った。この時浜主は百十三歳であった。</p> <p>3月、名僧百人を喚び、五日間、紫宸・清涼・常寧等の殿舎および真言院で『大般若経』を転読し、併せて陀羅尼法を行った。物怪が出現したためである。</p> <p>5月、天皇が病気になった。皇太子および群臣が皆待機し、使を七寺に遣わして誦経させ、綿を布施とした。</p> <p>6月、天皇は熱があり、神嘉殿に出御せず、関係官司が事に当たった。</p> <p>7月、山城国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>7月、太宰府が次のように言上した。「今、筑後・肥前・肥後・豊前・豊後等の五箇国にあっては医師が置かれておらず、地域によっては太宰府から二日以上、七日もかかり、高山が続き、路程に難渋し、急病となった役人・百姓の中には、遠方から太宰府へ向かうことになるため、治療や薬を受け取るのに苦勞を強いられております。朝は息をしていますが、夕刻にはできず、太宰府への往来の間に死亡することがあります。これは医師がないことに由りますので、国別に史生一員を減らし、医師一員を置くことを要望します。」</p> <p>9月、五十人の僧を紫宸殿に喚んで、読経を行った。息災のためである。</p>
846	承和 13 年	仁明	<p>10月、天皇が病気となった。親王・公卿が皆陣頭に待機した。</p> <p>正月、外従五位下尾張連浜主を清涼殿前に召し、舞を奏させた。この時浜主は年が百十四歳で、天皇はその高年を憐れんで、従五位下を授けた。</p>

847	承和 14 年	仁明	<p>2月、伊勢国が次のように言上した。「鈴鹿郡枚田郷の戸主川俣県造継成の戸口役茂麻呂の妻川俣県造藤継女が男子を生まれました。胸より上が二つに分かれ、頭が二つあり二人が相對するような形をしていて、手は四あり、顔つきは美麗で、髪は黒く、腹より下は一体分でした。生後一日で死にました。」</p> <p>3月、大和国が、山辺郡長屋郷に居住する京戸左京三条一坊の戸主犬甘千麻呂の牛が、三本足で下唇が上唇より長く、歩行がままならず、動もすれば顛倒してしまう子牛を生んだと言上してきた。</p> <p>5月、出羽国に飢饉が発生したので、使を遣わして物を恵み与えた。</p> <p>3月、僧六十四人と沙弥六十四人を清涼殿に喚んで、『大般若經』を転読し、僧十七人と沙弥二十一人を常寧殿に分ち、真言法を修した。物怪を鎮めるためである。</p> <p>5月、左右京の飢民に物を恵み与えた。雨が長期間止まないためである。</p> <p>5月、白丁膳臣立岡に正七位上を授けた。立岡は若狭の百姓で、貧窮の民に代わって、塩五斛・庸米百五十二斛、稲に換算して四千六百八束を納めたのであった。</p> <p>6月、常陸国新治郡の人三村部綿女が一度に二男一女を生んだ。正税稲三百束と乳母一人を賜った。</p>
848	承和 15 年	仁明	<p>8月、遠江国榛原郡の秦黒成女が一度に二男一女を生んだ。正税稲三百束と乳母一人を賜った。</p> <p>正月、天皇は少々体調が悪かったが、その後回復した。</p> <p>正月、七道諸国に命じて、身長六尺以上の者を貢上させた。</p> <p>正月、陰明門にらん入しようとした狂人がいた。門衛が捕らえて連れ去った。</p> <p>2月、天皇が病気になった。大臣以下の者が陣頭に待機した。</p> <p>3月、伊豆・淡路両国で飢饉が発生したので、使を遣わして物を恵み与えた。</p> <p>5月、天皇が病気となった。七寺に使を分遣して、同時に誦經した。</p> <p>5月、勅により、飢民に物を恵み与えた。平安京内のみならず、京外の困民にも賑給を行った。困難に陥った民は皆、喜び頼りとした。</p>
848	嘉祥元年	仁明	<p>6月、越中国で飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p> <p>6月、詔「・・・天下の老人および僧尼の八十歳以上の者には、年齢により等級をつけて物を賜え。鰥・寡・孤・独で自活できない者には、物を量り賜え。孝子・順孫・義夫・節婦は家門と村里の入り口に顕彰のしるしを立て、終身課税を免除せよ。」</p> <p>6月、天皇が熱病で苦しみ、諸寺で誦經を行った。</p> <p>7月、棲鳳楼閣<small>せいほうろうかく</small>に沿う道路に、死者の骨が放置され並んでいた。男女不明であり、修理の工匠が楼閣に登った際に見つけたのであった。</p> <p>7月、出雲国に飢饉が発生したので、物を恵み与えた。</p>

849	嘉祥2年	仁明	<p>8月、左大弁、檢非違使および看督近衛らを遣わして、京中の水害を巡察させ、併せて左衛門佐従五位下紀朝臣道茂を遣わして、米塩を齎し恵み与えた。</p> <p>8月、摂津・河内両国へ使を遣わして水害を巡検させ、便近の倉を開いて、恵み与えた。</p> <p>8月、紀伊国が牛が一度に三頭を生んだと言上してきた。</p> <p>10月、天皇が病になった。使を遣わし、平安京の七寺で誦経を行った。</p> <p>12月、権任国司および史生・博士・医師は任期が終了したら、離任許可の太政官符を待たず、ただちに任を去ること</p> <p>2月、勅「年来、疫病にかかった人は往々にして若死にしている。それを防ぐには実に神霊の威力が頼りであり、救済はまた仏教の力に期するものがある。そこで、五畿内・七道諸国に命じて、名神に奉幣し、併せて国分二寺および定額寺において七日間、昼は最も尊い経を転読し、夜は観音を礼拝すべきである。法式のとおり修行すれば、必ず感応があるであろう。」</p> <p>3月、摂津国の節婦土師衣富女に特に位二階を授け、終身戸の田租を免除することにした。</p> <p>3月、天皇が病気になった。内豎らを遣わして、諸寺で誦経した。それぞれ綿一連を布施した。</p> <p>5月、詔「天皇が仰せになるお言葉を、渤海使節らが承れ、申し聞かせる。五月五日に邪気を払う薬玉を身につけ、酒を飲む人は長寿で福に恵まれると聞いている。そこで薬玉を賜い、御酒を下さる、と申し聞かせる。」</p> <p>6月、使を遣わして京城内の飢民を調査し、倉を開いて恵み与えた。長雨のためである。</p> <p>6月、天皇が病気となった。内豎七人を遣わして、諸寺で誦経を行った。</p> <p>10月、太皇太后はまた錢五十万をもって、京中の飢民に恵み与えた。</p> <p>閏12月、天皇が平安京を巡検し、錢・米を貧窮者に賜った。</p>
850	嘉祥3年	仁明	<p>正月、天皇が病気となった。</p> <p>正月、国家を鎮め疫病を攘うには、仏力が頼りである。五畿内・七道諸国に命じて灌頂経法を行うべきである。</p> <p>2月、天皇が病となり、皇太子が殿上に侍候し、公卿もことごとく待機した。</p> <p>2月、天皇の病がはなはだ重くなり、皇太子および左右大臣を病床近くに召して、遺言を伝えた。</p> <p>2月、天皇は体が疲れ弱り、多く僧が御簾中に入り、病床のまわりを取り囲み、加持を行った。</p> <p>2月、使を遣わして、京中の貧民に物を恵み与えた。</p> <p>2月、藤原朝臣富士麻呂の死亡記事「嘉祥3年春に背中に悪瘡が発症し死去した。」</p> <p>2月、太皇太后が天皇のことを心配するあまり、何度も悶絶した。</p>

		<p>3月、宣命「・・・近頃物怪が出ますのでトってみましたところ、言葉にして口にするのも憚られる桓武天皇の山稜が祟りをなしたとでました。・・・」</p> <p>3月、天皇は息が絶え絶えになり、死にかかった状態となった。多くの名僧らがしばしも休むことなく呪言を称えて誓願し、五輪を池に投じた。左右検非違使の獄中に収監されている者のうち盗犯を除く全員を放免した。</p> <p>3月、嵯峨太皇太后が病により出家した。</p> <p>3月、かつて天皇は寛いだ調子で侍臣に向かい、「朕は七歳の時に腹結の病に罹り、八歳の時に臍下に絞り込むような痛みを伴う病に罹った。ついで頭痛を患い、元服を終えた三年後に胸の病となり、最初は胸の中心部が痛んでいたが、やがて錐で刺すような痛みとなり、ついにははなはだしくなって刀で割くような感をした。そこで七気丸<small>しおん</small>や紫苑<small>しょうが</small>・生薑等の煎じ薬を服用したが、初めは効きめがあったものの、後には服用量をふやしても、全く効きめがなくなってしまった。そこで淳和天皇が心配して、『私も以前同じ病になり、多くの医方を試みたものの効きめがなく、金液丹と白石英を服用しようと思ったが、医師らは皆禁じて許さなかった。しかし、強いて服むことにより、治癒することができた。今、病状を聞くと、植物性の薬では治らず、金液丹を服用するのが、よいように思われる。もし俗医らを喚ぶと反対することが必定であるから、淡海海子を喚んで詳しく問い尋ね、その言うところに従うのがよい』と仰言つてくださった。そこで謹んで天皇のお言葉に従い、この丹薬を服むと、果たして効験があった。併せて右に述べた朕の病を癒すために、自分自身で医方を工夫してみた。世に良医は絶えてなく、急病に罹った場合が畏しいからである。今、年をとりさまざまな熱の病の病状が発し、治療が煩わしい。世の人は朕の病の性質と淳和太上天皇の言葉とを理解せず、妄りに丹薬を服用し自己流の医方を行うと失敗する、と言うのが常であるが、朕の体験の由来を記し、このような批判を不要としなければならない。」と語られた。天皇は幼少の時から蒲柳<small>ほりゅう</small>の質であった。</p>
--	--	---